令和８年（フ）第５７２号
川崎市宮前区南平台21番１―407号　グリーンヒル宮前平
破産者　山縣　　諒
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６０６号
川崎市川崎区堀之内町12番地11　アムス堀之内Ａ棟　602
破産者　森笹　卓士
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６３号
新潟県新発田市富塚町１丁目１番12号　コーポ石井　105
破産者　阿部　隆二
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第１１号
新潟県佐渡市入川2037番地
破産者　樋口　三枝子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部破産再生係

令和７年（フ）第２８４号
静岡市清水区袖師町407番地の１　ソーシャルインクルーホーム静岡袖師町、旧住所静岡市葵区内牧116番地の17
破産者　小林　優子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４６１号
愛知県弥富市五明４丁目96―３　ファミール101、住民票上の住所岐阜県海津市南濃町安江1436番地１
破産者　後藤　千佳
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６９１号
名古屋市港区油屋町３丁目15番地の１　センチュリーパーク油屋１番館805、住民票上の住所名古屋市港区油屋町３丁目15番地の１　センチュリーパーク油屋１番館８Ｆ
破産者　安藤　吉幸
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８６７号
名古屋市南区豊２丁目29番２号　リブレア豊Ｂ―201号
破産者　板原　　崇
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６８号
滋賀県守山市伊勢町451番地152
破産者　足立亜佳音
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６３１号
京都市山科区小山中ノ川町63番地１　アクティ16　202号
破産者　麻倉　雅子（旧姓高嶋、吉岡）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２５８０号
大阪市平野区瓜破１―３―22　ふれあぷらんどーる203号室、住民票上の住所大阪市平野区瓜破西１丁目１番２―306号
破産者　池田　久美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５５号
神戸市長田区大丸町１丁目20番１号　ＥＲＣｉｔｙ上沢301号
破産者　有田　健司
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５４号
長崎県長崎市柳谷町18番22号　竹下ハイツ102号、旧住所長崎県長崎市曙町20番22号
破産者　亀山　克幸
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７７号
長崎県長崎市大浜町1589番地３　サクラコート大浜５―102
破産者　松本征四郎
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９４号
長崎県長崎市浜口町３番８―402号
破産者　三ケ島太一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４８号
沖縄県宜野湾市伊佐２丁目21番６―402号　パークサイドＦＩＬＬ
破産者　渡久山祐貴
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１４７１号
神奈川県藤沢市遠藤3628番地の８　ゼファーⅡ201
破産者　増川　裕二
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９４８号
神奈川県藤沢市湘南台７丁目４番地の19　ルボア湘南台201
破産者　新倉　太陽
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部